# 令和5年7月7日からの大雨により被災された世帯の 「学童保育所利用料の減額」について

このたびの大雨で被災された皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。市 といたしましては、被災された皆様が一日も早く平穏な生活に戻られるよう精一杯支 援させていただきます。

久留米市では、令和5年7月7日からの大雨の被害を受けた被災者の皆さまの負担 を軽減するため、学童保育所利用料の減額を実施いたします。

#### 対象者及び必要な手続きは、次のとおりです。

#### 対象者

久留米市の学童保育所に入所している児童の保護者

#### 減額の適用要件

児童の保護者が、久留米市で床上浸水等により、住宅、家財又はその財産について 著しい損害を受けたと認められるとき

#### 減額の内容

- (1) 学童保育所利用料 月額5,000円 → 月額1,800円
- (2) 土曜保育利用料 月額1,500円 → 月額 450円
- (3)延長保育利用料 月額1,500円 → 月額 0円
- (4) 8時登所利用料 年額1,500円 → 年額 O円

#### 減額の期間

申請日の翌月から6か月間

## 必要書類

(1) 減免申請書

※各学童保育所、久留米市学童保育所連合会や市ホームページで準備

(2) り災証明書(写し)

## 申請窓口

久留米市学童保育所連合会

住所: 久留米市櫛原町80番地1 石橋記念くるめっ子館内

電話:0942-38-2045 FAX:0942-38-0014

### お問合せ先

久留米市 子ども未来部 子ども政策課

電話:0942-30-9227 FAX:0942-30-9718